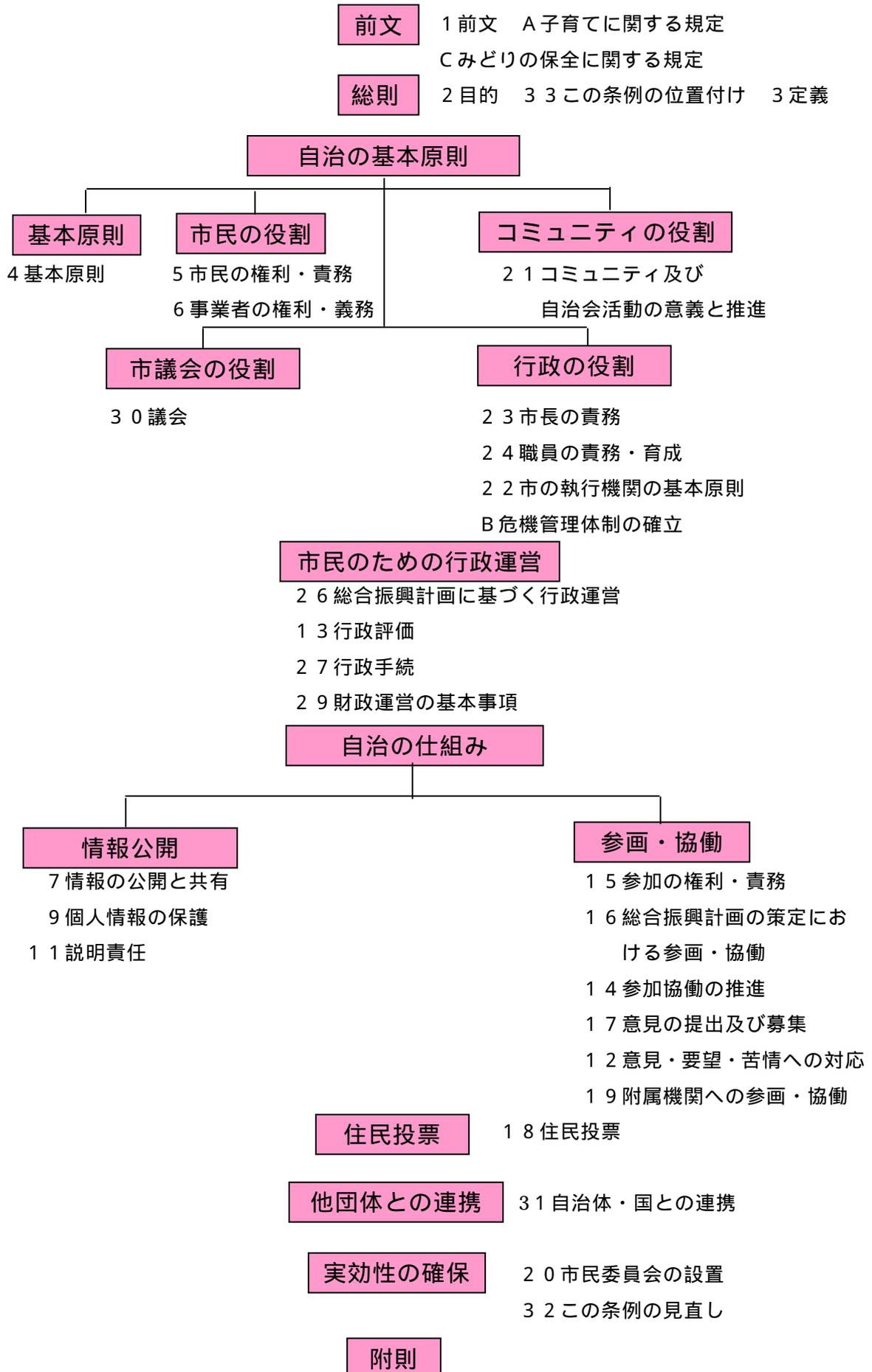


北本市自治基本条例構造図(案 1)



北本市自治基本条例構造図(案2)

前文

1 前文 A子育てに関する規定
Cみどりの保全に関する規定

総則

2 目的 3 3 この条例の位置付け 3 定義

自治の基本原則

4 基本原則
1 5 参加の権利・責務
1 4 参加協働の推進
7 情報の公開と共有
9 個人情報の保護

市民の役割

5 市民の権利・責務
6 事業者の権利・義務
2 1 コミュニティ及び
自治会活動の意義と推進

市議会の役割

3 0 議会

行政の役割

2 3 市長の責務
2 4 職員の責務・育成

市民のための行政運営

2 2 市の執行機関の基本原則
2 6 総合振興計画に基づく行政運営
1 3 行政評価
2 7 行政手続
2 9 財政運営の基本事項
1 1 説明責任
1 6 総合振興計画の策定における参画・協働
1 2 意見・要望・苦情への対応
1 7 意見の提出及び募集
1 9 附属機関への参画・協働
3 1 自治体・国との連携
B 危機管理体制の確立

住民投票

1 8 住民投票

実効性の確保

2 0 市民委員会の設置
3 2 この条例の見直し

附則